## 特別会計に関する法律案(条文構成)

## 本則

```
第一章 総則
 第一節 通則
   (目的)
   (設置)
 第二節 予算
   (歳入歳出予定計算書等の作成及び送付)
   (歳入歳出予算の区分)
   (予算の作成及び提出)
   (一般会計からの繰入れ)
   (弾力条項)
 第三節 決算
   (剰余金の処理)
   (歳入歳出決定計算書の作成及び送付)
   (歳入歳出決算の作成及び提出)
 第四節 余裕金等の預託
   (余裕金の預託)
   (積立金及び資金の預託)
 第五節 借入金等
   (借入金)
   (借入限度の繰越し)
   (一時借入金等)
   (借入金等に関する事務)
   (国債整理基金特別会計への繰入れ)
 第六節 繰越し
 第七節 財務情報の開示
   (企業会計の慣行を参考とした書類)
   (財務情報の開示)
第二章 各特別会計の目的、管理及び経理
 第一節 交付税及び譲与税配付金特別会計
 第二節 地震再保険特別会計
                                 -- 各節の規定事項 ----
 第三節 国債整理基金特別会計
                              (目的)
 第四節 財政投融資特別会計
                              (管理)
 第五節 外国為替資金特別会計
                              (勘定区分)
 第六節 エネルギー対策特別会計
                              (歳入及び歳出)
 第七節 労働保険特別会計
                              (歳入歳出予定計算書等の添付書類)
 第八節 年金特別会計
                              (一般会計からの繰入対象経費)
 第九節 食料安定供給特別会計
                              (他の勘定、他の会計への繰入れ)
 第十節 農業共済再保険特別会計
                              (積立金・資金)
 第十一節 森林保険特別会計
                              (歳入歳出決定計算書の添付書類)
 第十二節 国有林野事業特別会計
                             (借入金対象経費)
 第十三節 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計
                              (融通証券等)
 第十四節 貿易再保険特別会計
                             (繰越し)
 第十五節 特許特別会計
 第十六節 社会資本整備事業特別会計
 第十七節 自動車安全特別会計
第三章 雜則 実施規定
```

## 附則

- 〇施行期日及び適用関係
- ○各特別会計の当分の間の措置
- 〇法律の廃止(現行の31特別会計法及び国庫余裕金の繰替使用に関する法律の廃止)
- ○暫定的に設置する特別会計(国営土地、特定国有財産、国立高度専門医療センター、登記等を含む、14 会計)
- 〇法律の廃止に伴う経過措置 (暫定的に設置する特別会計の廃止に伴う経過措置を含む)
- ○他法の一部改正、等